

資料 2

健康日本2 1 中間評価作業チーム 設置要綱

健康日本21 中間評価作業チーム設置要綱

1 目的

厚生労働省においては、平成12年より、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。「健康日本21」では、目標の設定と目標を達成するための具体的な諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康づくり運動に反映させることを基本方針の一つとして掲げている。

そこで、健康日本21 中間評価作業チームは、2005年度の中間評価に向けて、専門家等から意見を聴取し、評価のための作業を行うことを目的とし、厚生労働省健康局生活習慣病対策室長が設置するものである。

2 組織

- (1) 構成メンバーは、「健康日本21」の計画策定に携わった分野ごとの専門家等若干名で構成する。
- (2) 必要に応じて有識者等を招聘するものとする。

3 検討事項

「健康日本21」の中間評価について

4 事務局

運営事務は、健康局総務課生活習慣病対策室が行う。

5 その他

この要綱に定めるものの他、健康日本21 中間評価作業チームの運営に関し必要な事項は、生活習慣病対策室長が定める。